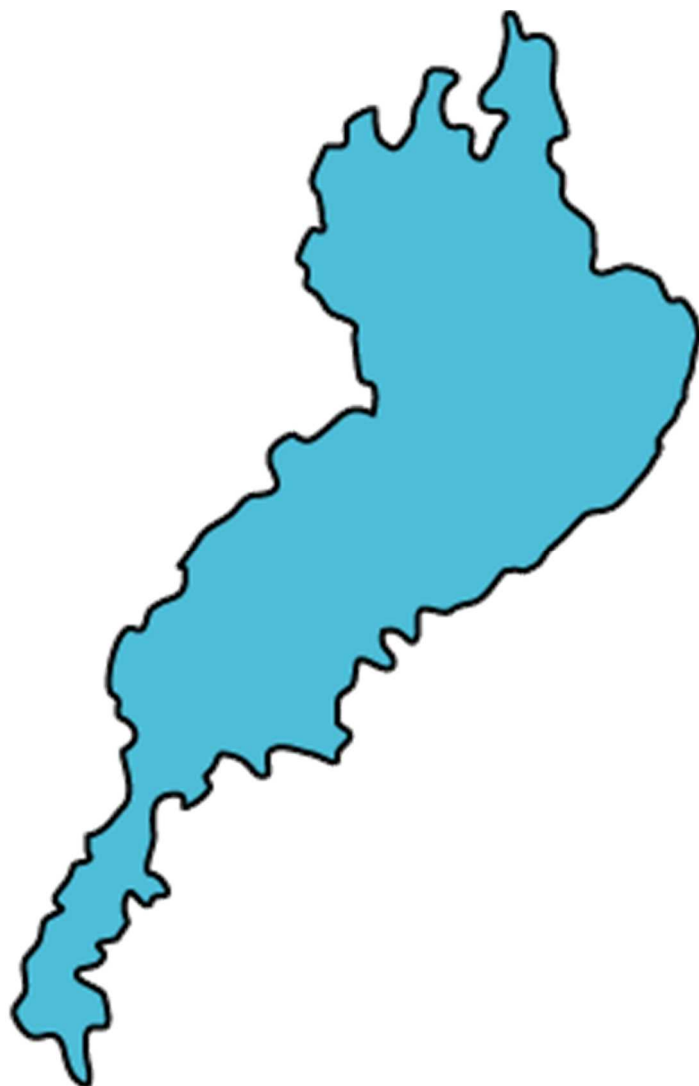


2021年（令和3年）度

# 計量行政年報



滋賀県計量検定所

# 目次

## 第1 総説

1 沿革	1
2 所在地および土地・建物	1
3 組織および職員	2
4 歳入・歳出状況	3
5 検定検査用具類	4

## 第2 業務概要

1 計量関係事業の届出、登録、指定	
(1) 特定計量器の製造・修理・販売事業の届出	6
(2) 計量証明事業の登録	7
(3) 計量士の登録	7
(4) 適正計量管理事業所の指定	8
(5) 指定製造事業者の指定	8
(6) 特殊容器製造事業者の指定	8
(7) 計量関係事業の届出、登録、指定の状況	8
2 検定業務	
(1) 検定の概要	9
(2) タクシーメーターの装置検査	10
(3) 質量計	11
(4) 体積計	11
(5) 圧力計	12
(6) 温度計	12
3 基準器検査	13
4 定期検査等	
(1) 特定計量器定期検査	14
(2) 定期検査に代わる計量士による検査	14
(3) 計量証明検査	16
5 立入検査等	
(1) 計量関係事業者等立入検査	17
(2) 特定計量器立入検査	17
(3) 商品量目立入検査	18
6 計量思想の普及啓発	
(1) 計量記念日事業	19
(2) 計量教室	19
7 計量関係機関等	
(1) 計量特定市（大津市）	20
(2) 一般社団法人滋賀県計量協会	20

# 第 1 総 説

## 1 沿革

明治26年	1月	県庁舎内に滋賀県常置度量衡検定所設置
明治33年	8月	彦根市にも常置検定所設置（明治40年5月廃止）
昭和27年	3月	滋賀県計量検定所と改称
昭和30年	9月	本庁経済部商工観光課に計量係を設置し、計量指導にあたる
昭和34年	10月	所内に庶務係と業務係を設置し、計量業務の充実をはかる
昭和41年	1月	県庁第二別館を改築し、その一部に移転
平成7年	5月	草津市の独立庁舎に移転し現在に至る
平成8年	4月	庶務係・業務係の係制が廃止される

## 2 所在地および土地・建物

所在地	〒525-0022	草津市川原町149番1
電話	077-563-3145	
FAX	077-563-3393	

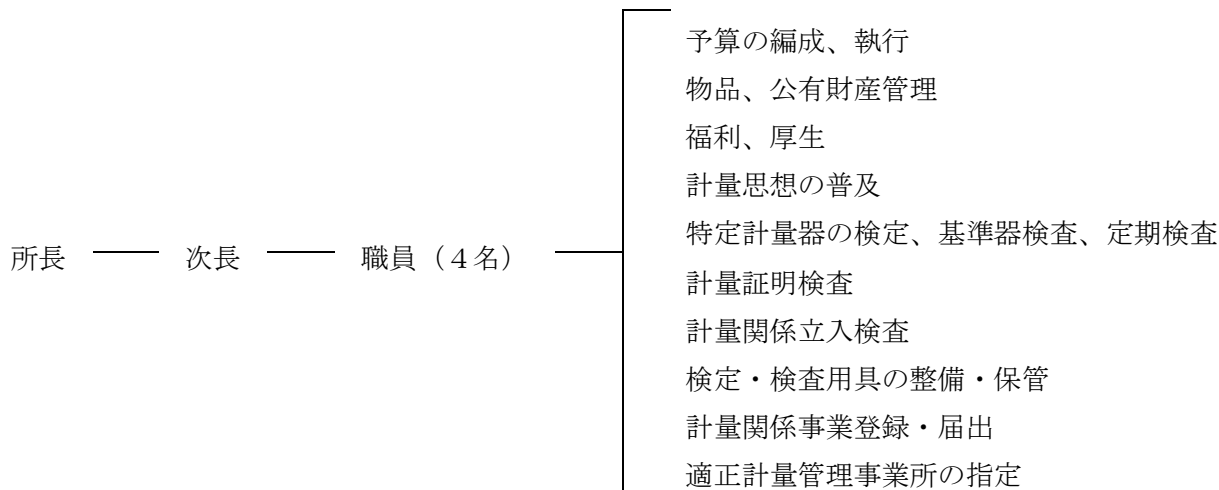
土地面積 7,043.76 m<sup>2</sup>

建物面積 1,393.22 m<sup>2</sup>

◎ 本館棟	835.97 m <sup>2</sup>	
1 F (主要施設)		
	計量検定所事務室	100.19 m <sup>2</sup>
	圧力計検定・検査室	41.20 m <sup>2</sup>
	温度計検定・検査室	13.90 m <sup>2</sup>
	基準天秤室	22.60 m <sup>2</sup>
	小型質量計検定・検査室	44.70 m <sup>2</sup>
	展示ホール	82.50 m <sup>2</sup>
2 F (主要施設)		
	計量協会事務室	28.45 m <sup>2</sup>
	会議室	140.60 m <sup>2</sup>
	相談室	16.80 m <sup>2</sup>
	文書庫	31.00 m <sup>2</sup>
(その他)	倉庫、化粧室、廊下等	314.03 m <sup>2</sup>
◎ 検査棟	494.66 m <sup>2</sup>	
(主要施設)		
	装置検査場	200.70 m <sup>2</sup>
	大型質量計検査室	174.30 m <sup>2</sup>
	基準分銅検査室	20.55 m <sup>2</sup>
(その他)	化粧室、搬入口等	99.11 m <sup>2</sup>
◎ その他	62.59 m <sup>2</sup>	
	渡り廊下	38.75 m <sup>2</sup>
	自転車置場	14.52 m <sup>2</sup>
	ごみ置場	9.32 m <sup>2</sup>

### 3 組織および職員

当所は、県商工観光労働部に属しており、その組織と職員の配置状況は次のとおりである。



#### 職員の配置状況

(2022年4月1日現在)

	事務職員	技術職員	計
所長	0(0)	1(0)	1(0)
次長	1(1)	0(0)	1(1)
参事	0(0)	1(0)	1(0)
主幹	0(0)	1(1)	1(1)
主査	1(1)	0(0)	1(1)
主事	1(0)	0(0)	1(0)
計	3(2)	3(1)	6(3)

(注) ( )内は、計量教習の修了者

#### 4 歳入・歳出状況

1. 歳入 ① (款) 使用料及び手数料 (項) 手数料 (目) 商工観光労働手数料  
 ② (款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 商工観光労働使用料

(単位：円)

区 分	2021年(令和3年)度決算額	2022年(令和4年)度予算額
① (節) 計量検定検査登録	10,037,930	7,709,800
※ (内訳) 検定(装置検査含む)	( 3,580,080)	( 2,780,300)
基準器検査	( 1,742,160)	( 905,000)
計量証明検査	( 4,215,800)	( 3,516,500)
登録・指定・閲覧等	( 152,390)	( 200,000)
検定検査費用弁償	( 347,500)	( 308,000)
② (節) 計量検定所	600,619	599,000
(内訳) 行政財産使用料	( 600,619)	( 599,000)
合 計	10,638,549	8,308,800

※ 内訳の金額は申請書貼付の収入証紙の金額であり、決算額(収入証紙売払金額)とは合わない。

2. 歳出(人件費を除く) (款) 商工観光労働費 (項) 商工業費 (目) 計量検定費

(単位：円)

区 分	2021年(令和3年)度決算額	2022年(令和4年)度予算額
報 償 費	0	14,000
旅 費	31,490	1,192,000
需 用 費	4,591,738	6,169,000
(内訳) 食 糧 費	( 0)	( 0)
その他需用費	( 4,591,738)	( 6,169,000)
役 務 費	1,814,659	2,250,000
(内訳) その他役務費	( 1,814,659)	( 2,250,000)
委 託 料	8,473,850	9,399,000
使用料および賃借料	1,462,120	2,024,000
工事請負費	0	0
備品購入費	1,977,797	7,794,000
負担金補助および交付金	16,000	85,000
補償補てんおよび賠償金	0	35,000
公 課 費	26,400	0
合 計	18,394,054	28,962,000

## 5 検定検査用具類

(2022年4月1日現在)

基準器等の種類		型式または能力	数量	
長さ計	基準器	基準巻尺	全長 5m 一目盛 10cm	1
		タクシメーター装置検査用基準器	表す量 2,000mm	2
質量計	基準器	特級基準分銅(OIML E2相当)	表す量 1mg ~ 20kg	1組
		特級基準分銅	表す量 1mg ~ 20kg	1組
		一級基準分銅	表す量 1mg ~ 1kg	1組
			表す量 10kg	1組
	設置備	質量比較器(電子天びん)	表す量 1mg ~ 5kg	1組
			表す量 20kg	1組
			ひょう量 6.1g 目量 0.001mg	1
			ひょう量 610g 目量 0.01mg	1
			ひょう量 26.1kg 目量 1mg	1
		電気抵抗線式はかり	ひょう量 32.1kg 目量 100mg	1
			ひょう量 1.1t 目量 0.5g	1
			ひょう量 1kg 目量 1g・2g	81
音叉振動式はかり		ひょう量 320g 目量 0.01g	1	
		ひょう量 3kg 目量 0.1g	1	
	ひょう量 6.2kg 目量 0.1g	1		
实用基準分銅	表す量 50g ~ 2kg (一級、増おもり型)	1組		
	表す量 100g ~ 500g (二級、増おもり型)	4組		
	表す量 1kg ~ 20kg (二級、枕型)	1組		
	表す量 1mg ~ 1kg (一級、板状・円筒形)	1組		
	表す量 1kg ~ 5kg (二級、円筒形)	1組		
	表す量 1kg ~ 5kg (二級、枕型鎖付)	1組		
	表す量 500kg (二級、枕型)	96		
	表す量 1t (二級、枕型)	12		
	表す量 20kg (三級、枕型)	104		
	表す量 20kg (三級、枕型鎖付)	2		
	表す量 1g ~ 500g (一級、円筒型)	1組		
分銅収納バスケット (500kg収納用)	4個			
エアージャッキ	能力 30kg	1		

基準器等の種類		型式または能力	数 量	
温 度 計	基 準 器	基準ガラス製温度計	-20℃～105℃ 目量 0.5℃	1
		-23℃～108℃ 目量 0.5℃	1	
		- 6℃～ 41℃ 目量 0.5℃	1	
		- 2℃～ 52℃ 目量 0.1℃	1	
		48℃～102℃ 目量 0.1℃	1	
		35℃～ 45℃ 目量 0.1℃	1	
		-20℃～ 10℃ 目量 0.05℃	2	
		10℃～ 40℃ 目量 0.05℃	2	
		40℃～ 70℃ 目量 0.05℃	1	
		-56℃～ 0℃ 目量 0.1℃	1	
		-10℃～ 50℃ 目量 0.1℃	1	
設 備	エアーコンプレッサー 氷削機		1	
			1	
体 積 計	基 準 器	液体メーター用基準タンク	全量 5. 1L 10. 4L 21L 50L 100L 200L	各1 1
		基準フラスコ	全量 10L 5L 2L 1L 200mL 100mL	各1 1
		基準ビューレット	全量 500mL 200mL 100mL	各1
圧 力 計	基 準 器	基準液柱型圧力計	0～200kPa 目量 0.5kPa 0～102kPa 目量 0.5kPa	1 1
		基準重錘型圧力計	2MPa ～ 50MPa	1
			0.1MPa ～ 5MPa 5MPa ～ 100MPa	1 1
密 度 計	基 準 器	液化石油ガス用基準浮ひょう	0.5 ～ 0.65g/cm <sup>3</sup> 0.002g/cm <sup>3</sup> 0.47 ～ 0.57g/cm <sup>3</sup> 0.001g/cm <sup>3</sup>	1 1
		石油用基準密度浮ひょう	0.750 ～ 0.850g/cm <sup>3</sup> 0.0005g/cm <sup>3</sup>	1組
比 重 計	基 準 器	基準比重浮ひょう	0.65 ～ 2.00 0.0005	1組

## 第 2 業 務 概 要

### 1 計量関係事業の届出、登録、指定

#### (1) 特定計量器の製造・修理・販売事業の届出

特定計量器の製造事業を行う者は経済産業大臣に、修理又は販売の事業を行う者には都道府県知事に届出をするよう定められている。

2022年4月1日現在の届出製造事業者数・修理事業者数の事業区分ごとの内訳は以下のとおりである。

特定計量器の種類	特定計量器の分類	製造事業者数	修理事業者数
タクシーメーター		0	4
質量計	質量計第一類	5	4
	質量計第二類	4	3
	分銅等	4	2
	自重計	1	8
	ホッパースケール	5	2
	充填用自動はかり	7	2
	コンベヤスケール	3	1
	自動捕捉式はかり	3	1
	その他の自動はかり	6	1
	小計	38	24
温度計	ガラス製温度計	1	0
	ガラス製体温計	0	0
	抵抗体温計	1	0
	小計	2	0
皮革面積計		0	0
体積計	水道メーター第一類	1	0
	水道メーター第二類	1	0
	温水メーター	0	0
	自動車等給油メーター	1	1
	小型車載燃料油メーター	1	1
	大型車載燃料油メーター	1	0
	微流量燃料油メーター	0	0
	定置燃料油メーター等	1	0
	液化石油ガスメーター	1	1
	ガスメーター第一類	0	0
	ガスメーター第二類	0	0
	排ガス積算体積計等	0	0
	排水積算体積計等	1	0
	量器用尺付タンク	0	0
	小計	8	3
密度浮ひょう等		0	0
耐圧浮ひょう型密度計		0	0
圧力計	圧力計第一類	1	0
	圧力計第二類	1	2
	血圧計第一類	1	0
	血圧計第二類	0	0
	小計	3	2
積算熱量計		0	0
照度計		0	0
騒音計		0	0
振動レベル計		0	0
濃度計	濃度計第一類	2	1
	濃度計第二類	0	0
	濃度計第三類	0	0
	小計	2	1
合計		53	34



### 販売事業者（滋賀県知事 届出）

特定計量器のうち質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）の販売を行う者は、知事への届出が必要である。

2022年4月1日現在、販売事業者は258者で384事業所がある。

## （2）計量証明事業の登録

質量、濃度、音圧レベル等を測定し、その結果に関して、公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を数値を伴って表明する事業を行う者は、事業区分に従い都道府県知事の登録を受けなければならない。なお、2022年4月1日現在の登録状況は次に示すとおりである。

### 計量証明事業登録者数

事業区分	質量計	濃度		音圧レベル	振動加速度レベル	特定濃度	
		大気	水又は土壌			大気	水又は土壌
事業所数	53	13	24	9	9	2	2
		25				2	
事業者実数	41	27					

## （3）計量士の登録

計量士になろうとする者が経済産業大臣あてに提出する「登録申請書」等を受理し、大臣に進達を行う。

また、計量士になる資格の認定を得ようとする者が提出する「計量士資格認定申請書」を受理し、計量行政審議会長に送付する。

### 計量士登録等の取扱件数

年度	一般計量士	環境計量士 (濃度)	環境計量士 (騒音・振動)	計量士 資格認定	合計
2021年度 (令和3年度)	2	6	1	0	9
2020年度 (令和2年度)	16	8	2	1	27
2019年度 (平成31年・令和元年度)	7	3	2	1	13
2018年度 (平成30年度)	2	5	1	0	8
2017年度 (平成29年度)	4	4	1	2	11

#### (4) 適正計量管理事業所の指定

特定計量器を使用し、計量管理を自主的に行っている事業所は、経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができる。なお、2022年4月1日現在で滋賀県内で指定を受けた事業所数は、業種別に次のとおりである。

##### ◎滋賀県知事指定

業種	鉱工業 製造業	百貨店	スーパー	運輸業	郵便事業	その他	計
事業所数	41	1	84	10	261	19	416

※鉱工業・製造業の内、1件は計量証明事業者

#### (5) 指定製造事業者の指定

経済産業大臣が、優れた品質管理能力を有すると認めた製造事業者については、自らが計量法に基づく基準適合証印を付すことが出来ることとなっている。

本県の指定製造事業者は質量計第一類が1事業者、濃度計第一類が1事業者の計2事業者である。

#### (6) 特殊容器製造事業者の指定

特殊容器（透明又は半透明の容器であって経済産業省令で定めるもの）の製造を行おうとする者は、事業所ごとに都道府県知事の指定を受けるよう定められている。

本県の特殊容器指定製造者は1事業者である。

#### (7) 計量関係事業の届出、登録、指定の状況

2021年（令和3年）度に行った登録・指定等の実績については、次のとおりである。

事業区分	2021年（令和3年）度の処理件数		
	新規	廃止	手数料金額（円）
製造事業者	0	0	—
修理事業者	0	0	—
販売事業者	4	0	—
計量証明事業者	0	0	—
適正計量管理事業所	1	1	10,240

※適正計量管理事業所の手数料金額については、指定の検査手数料を含む。

## 2 検定（検査）業務

### （1）検定（検査）の概要

取引や証明に使用する特定計量器は、原則として検定を受け、これに合格したものでなければ使用することができないこととなっている。

検定は、特定計量器の種類や型式の有無により経済産業大臣、都道府県知事が行っており、また、電気計器は日本電気計器検定所が、環境測定用などに使用される特定計量器は指定検定機関である一般財団法人日本品質保証機構が、主体となって検定を実施している。

過去3年間の検定検査の実績は次のとおりである。

### 2021（令和3年）度検定等種類別手数料

（単位：円）

区分	タクシメーター	質量計	温度計	体積計	圧力計	総計
手数料	788,900	937,740	0	1,688,590	164,850	3,580,080

### 最近3カ年の検定（検査）実績

種類	年度	2019年度 (平成31年度・令和元年度)		2020年度 (令和2年度)		2021年度 (令和3年度)	
		個数	不合格数	個数	不合格数	個数	不合格数
タクシメーター装置検査		1,302	10	1,253	15	1,127	7
質量計	電気式はかり※1	626	2	392	0	404	0
	その他の手動式はかり	0	0	0	0	0	0
	手動指示併用はかり	0	0	0	0	0	0
	ばね式指示はかり※2	0	0	0	0	0	0
	その他の指示はかり	0	0	0	0	0	0
	分銅	0	0	0	0	0	0
	計	626	2	392	0	404	0
温度計	抵抗体温計	3,195	5	2,291	4	0	0
	ガラス製温度計	13	0	7	0	0	0
	計	3,208	5	2,298	4	0	0
体積計	水道メーター	61	0	20	0	66	0
	燃料油メーター	796	3	749	2	708	2
	液化石油ガスメーター	7	0	13	0	8	0
	計	864	3	782	2	782	2
圧力計	アネロイド型圧力計	1,299	0	1,778	0	1,471	0
	アネロイド型血圧計	0	0	0	0	0	0
	計	1,299	0	1,778	0	1,471	0
総計		7,299	20	6,503	21	3,784	9

※1 2015年（平成27年）4月1日の計量法改正により、2015年（平成27年）7月1日以降は「電気抵抗線式はかり」「誘電式はかり」「電磁式はかり」については「電気式はかり」に統一。

※2 2015年（平成27年）4月1日の計量法の改正により、2015年（平成27年）7月1日以降は「ばね式はかり」を「ばね式指示はかり」に改める。

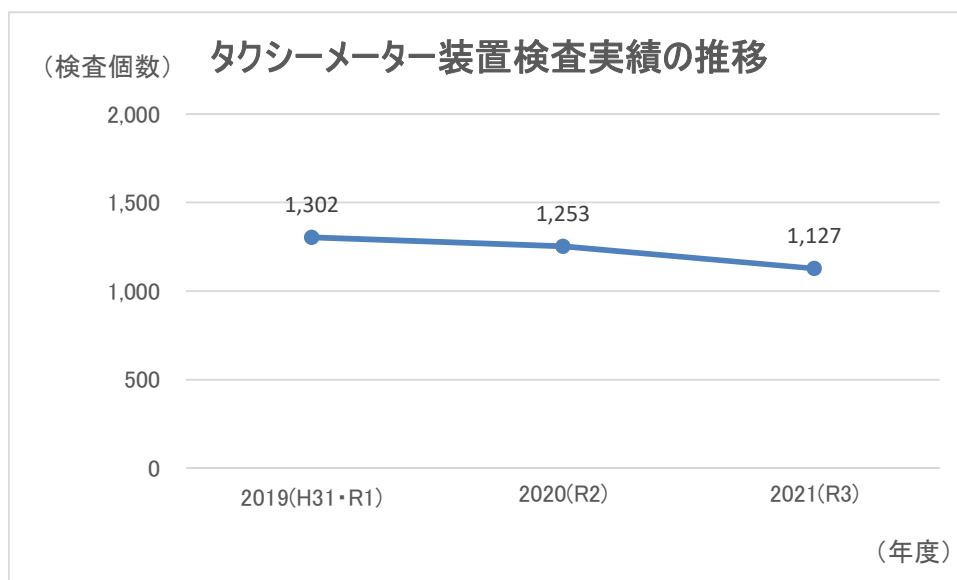
### 【主な特定計量器の検定証印の有効期間】

タクシーメーター	1年
ガス（都市ガス、プロパンガス）メーター	10年
水道メーター	8年
燃料油（自動車等給油）メーター	7年
液化石油ガスメーター	4年
積算熱量計	8年
電力量計（家庭用普通電力量計）	10年
振動レベル計	6年



### （２）タクシーメーターの装置検査

2021年（令和3年）度検査実績は1,127台であり、対前年度と比べると10.1%減少した。



なお、本県では装置検査に合格したタクシーメーターには見やすい箇所に有効期限シールを貼付し、使用者および利用者にも注意の喚起に努めている。

#### タクシーメーター装置検査



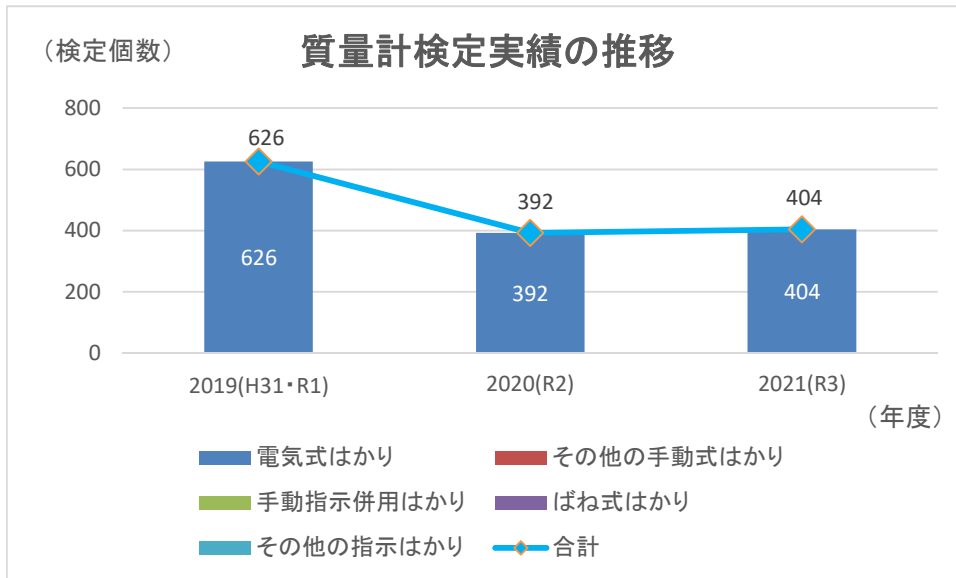
#### タクシーメーターの有効期限シール

（2019年(平成31年・令和元年)度から有効期間の表記を西暦に変更した。）



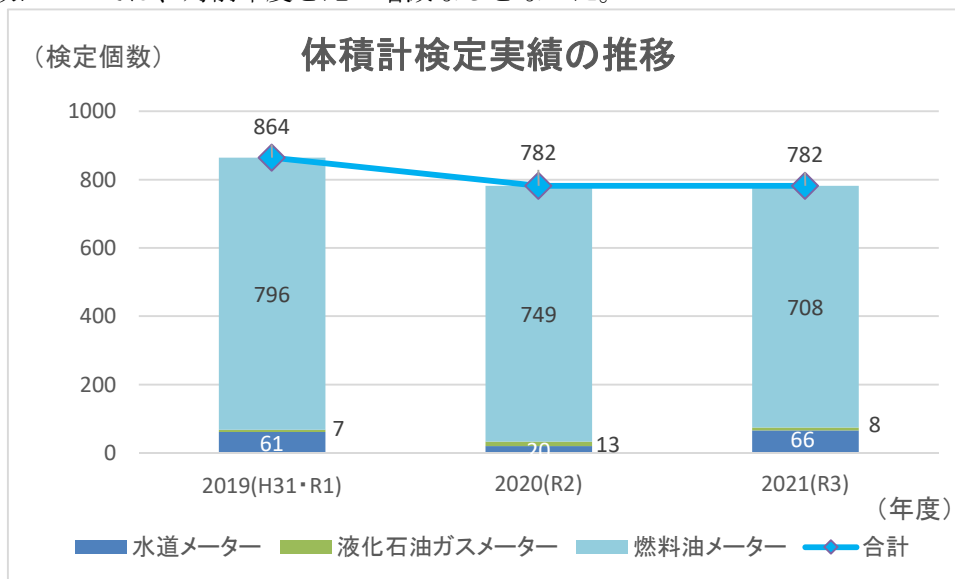
### (3) 質量計

質量計の検定は、本県では2017年(平成29年)度より電気式はかりのみとなっている。総個数については、対前年度と比べると3.1%増加した。



### (4) 体積計

体積計の検定は、下図に示すとおり燃料油メーターが総個数の大半を占めている。総個数については、対前年度と比べ増減なしとなった。



なお、本県では燃料油メーターの見やすい箇所に検定有効期限シールを貼って、使用者および利用者にも注意を喚起しており、有効期間7年用のシールは燃料油メーターのうち自動車等給油メーターに、有効期間5年用のシールはそれ以外の燃料油メーターに貼付している。

検定有効期限シール  
(2019年(平成31年・令和元年)度から有効期間の表記を西暦に変更した。)

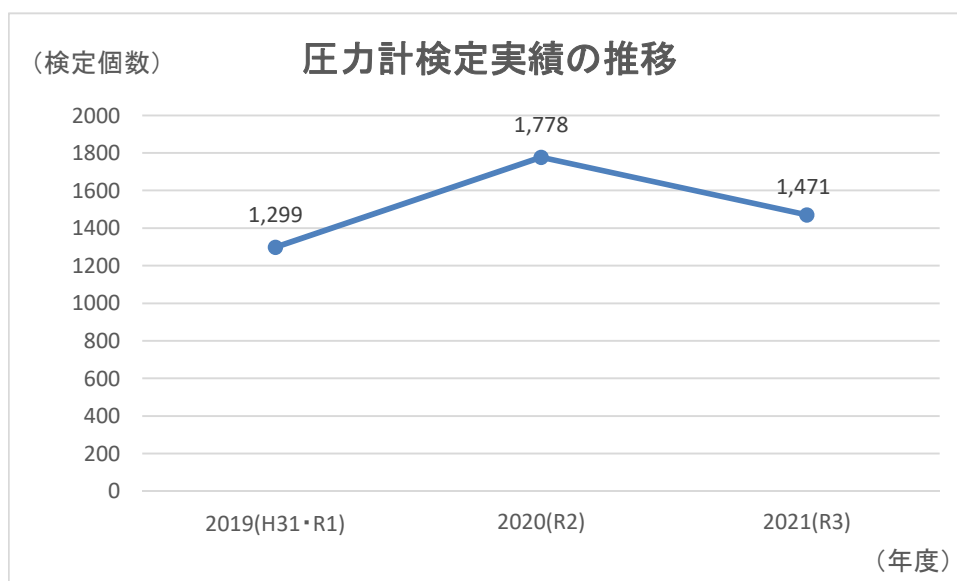


燃料油メーター検定



## (5) 圧力計

アネロイド型圧力計の検定実績の推移は、以下のとおりである。  
総個数については、対前年度と比べると17.3%減少した。

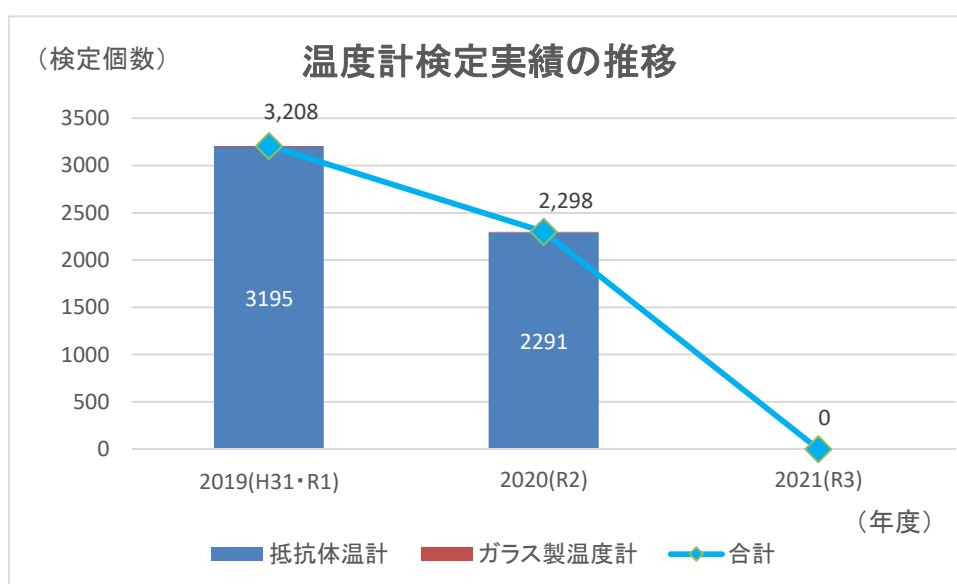


## (6) 温度計

温度計の検定実績の推移は、以下のとおりである。

本県では体温計製造事業者が存在するが、2017年(平成29年)度と2018年(平成30年)度については製造・出荷はされておらず、検定実績なしとなっていた。

しかしながら、2019年(平成31年・令和元年)度より新型コロナウイルスの影響により一時的に製造・出荷が一時的に再開されたことから検定を行ったところであるが、2021年(令和3年)度は、製造・出荷はされておらず、検定実績なしとなった。



### 3 基準器検査

基準器は、検定、検査に用いる器具、機械又は装置である。また、製造、修理事業者等においては、製品の検査設備として用いられている。

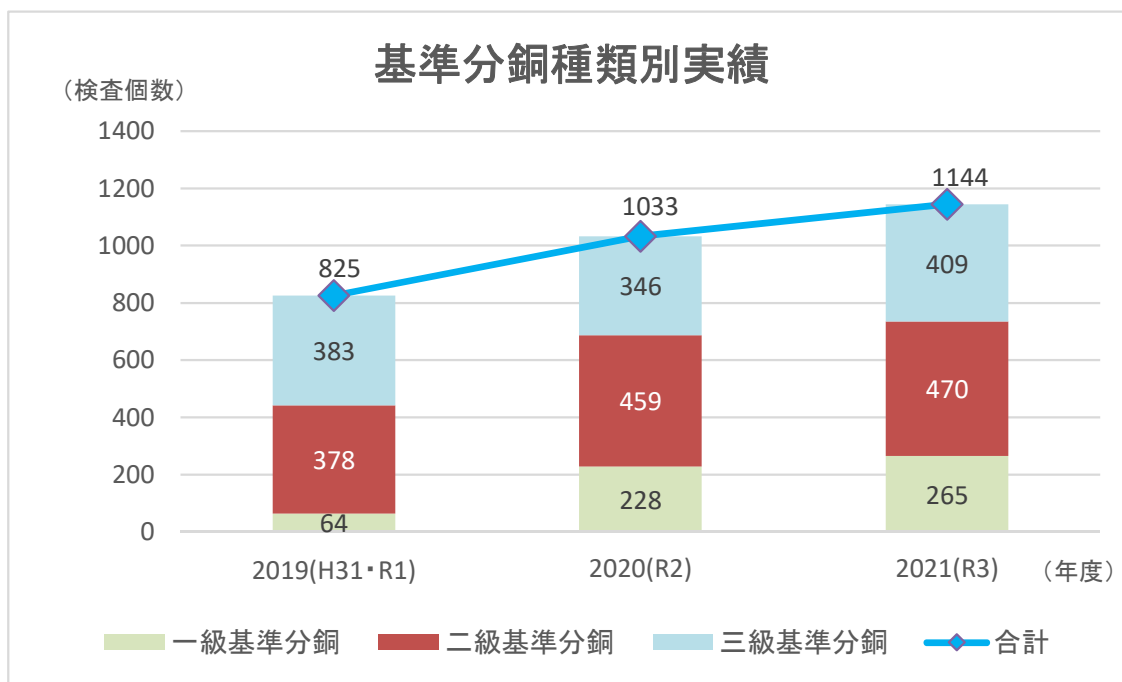
基準器は、種類により経済産業大臣又は都道府県知事が検査を行い、これに合格したものについては基準器検査証印が付される。

過去3年間に本県が行った基準器検査実績は、次のとおりである。

#### 基準器検査実績

種 類	2019年度 (平成31年・令和元年度)		2020年度 (令和2年度)		2021年度 (令和3年度)	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
基準はかり	0	0	0	0	0	0
一級基準分銅	64	0	228	0	265	1
二級基準分銅	378	0	459	0	470	4
三級基準分銅	383	0	346	0	409	0
小計	825	0	1,033	0	1,144	5
液体メーター用基準タンク	1	0	1	0	0	0
タクシメーター装置検査用基準器	2	0	4	0	0	0
計	828	0	1,038	0	1,144	0

※県、特定市分は除いています。



## 4 定期検査等

### (1) 特定計量器定期検査

取引や証明に使用するはかりは、精度維持のため2年に1回の定期検査が義務づけられている。

本県では、小型はかり（ひょう量500kg以下）と大型はかり（ひょう量500kg超）に分けて定期検査を実施している。

なお、一般社団法人滋賀県計量協会が指定定期検査機関として知事の指定をうけ、小型はかりは1999年（平成11年）度から、大型はかりは2001年（平成13年）度から定期検査業務を実施している。

また、大津市の地域にあっては、特定市である大津市が定期検査業務を実施している。

### (2) 定期検査に代わる計量士による検査

都道府県知事または特定市町村の長が行う定期検査に代わり、計量について専門的な知識と技術を持つ計量士が、取引または証明に使用するはかりの検査を行い、合格したものを当該知事等へ届出することにより定期検査が免除される制度である。

#### 2021年（令和3年）度定期検査等実施状況（小型はかり・種類別）

		定期検査		計量士による検査	
		検査個数	不合格数	検査個数	不適合数
手動はかり	手動天びん	0	0	0	0
	棒はかり	1	0	1	0
	等比皿手動はかり	2	0	3	0
	不等比皿手動はかり	23	0	19	0
	台手動はかり	126	1	86	1
指示はかり	円周指示はかり	377	4	399	1
	直線指示はかり	11	0	2	0
	手動指示併用はかり	4	0	7	0
	振り子式はかり	0	0	0	0
電気式はかり		825	20	1,876	37
小計		1,369	25	2,393	39
分銅・おもり	分銅	36	0	56	0
	定量おもり	1	0	36	0
	定量増おもり	750	0	470	0
小計		787	0	562	0
合計		2,156	25	2,955	39

#### 2021年（令和3年）度定期検査等実施状況（大型はかり・種類別）

		定期検査		計量士による検査	
		検査個数	不合格数	検査個数	不適合数
はかり	台手動はかり	7	0	9	0
	その他のはかり	1	0	0	0
	電気式はかり	148	8	140	0
小計		156	8	149	0
定量増おもり		38	0	0	0
合計		194	8	149	0



2021年（令和3年）度定期検査（小型はかり）市町別内訳（指定定期検査機関分）※1

市町名	受検者数	非自動はかり		分銅・おもり		合計		不合格率 (%)
		合格	不合格	合格	不合格	合格	不合格	
総合計	761	1,369	25	787	0	2,156	25	1.16
彦根市	97	154	3	67	0	221	3	1.36
長浜市※2	128	250	4	206	0	456	4	0.88
近江八幡市	81	130	2	100	0	230	2	0.87
草津市	66	104	1	53	0	157	1	0.64
栗東市	32	48	0	5	0	53	0	0.00
野洲市	31	78	2	13	0	91	2	2.20
高島市	141	249	6	191	0	440	6	1.36
東近江市	123	253	6	137	0	390	6	1.54
日野町	43	75	1	15	0	90	1	1.11
竜王町	19	28	0	0	0	28	0	0.00

※1 掲載以外の市町地域については、西暦の偶数年ごとに実施。

※2 長浜市のうち、旧伊香郡以外の地域。

※3 大津市の地域にあっては、特定市である大津市が実施。

最近3カ年の定期検査等の検査個数（小型はかり）

	2019年度 (平成31年・令和元年度)		2020年度 (令和2年度)		2021年度 (令和3年度)	
	定期検査	計量士による検査	定期検査	計量士による検査	定期検査	計量士による検査
非自動はかり	1,251	2,160	733	979	1,396	2,393
分銅・おもり	827	620	404	274	787	562
合計	2,078	2,780	1,137	1,253	2,156	2,955

最近3カ年の定期検査等の検査個数（大型はかり）

	2019年度 (平成31年・令和元年度)		2020年度 (令和2年度)		2021年度 (令和3年度)	
	定期検査	計量士による検査	定期検査	計量士による検査	定期検査	計量士による検査
非自動はかり	143	98	106	100	156	149
分銅・おもり	62	0	5	0	38	0
合計	205	98	111	100	194	149

### (3) 計量証明検査

計量証明事業に使用する特定計量器は、政令で定める期間ごとに知事または指定計量証明検査機関が行う検査を受けなければならない。

質量計の検査は、2001年（平成13年）度から指定計量証明検査機関である一般社団法人滋賀県計量協会が実施している。

#### 最近3年間の計量証明検査実績

種 類		2019年度 (平成31年・令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
質 量 ※2	台手動はかり	0(0)	0(0)	0(0)
	振子式はかり	0(0)	0(0)	0(0)
	電気抵抗線式はかり	11(1)	12(1)	9(0)
濃 度	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	0(0)	10(0)	23(0)
	ジルコニア式酸素濃度計	2(0)	0(0)	1(0)
	磁気式酸素濃度計	3(0)	0(0)	7(1)
	非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	2(0)	0(0)	4(0)
	非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	0(0)	0(0)	0(0)
	化学発光式窒素酸化物濃度計	3(0)	0(0)	8(0)
音圧レベル	普通騒音計	0(0)	14(1)	17(0)
	精密騒音計	0(0)	3(0)	5(0)
振動加速度レベル	振動レベル計	11(0)	0(0)	14(0)
合 計		32(1)	39(2)	88(1)

※1 ( ) 内は不合格数

※2 質量計については指定計量証明検査機関が実施した個数

#### 2021年（令和3年）度の実施期間および受検者数

特定計量器の種類	実 施 期 間	日 数	受 検 者 数
質 量 計	2021年10月 4日～ 2021年11月30日	6日	9
ガ ス 濃 度 計	2021年8月17日～ 2021年8月23日	5日	2
P H 計 騒 音 計 振動レベル計	2021年10月7日～ 2021年10月11日	3日	12

## 5 立入検査等

計量法第148条に基づく立入検査を実施し、適正計量の確保に努めている。

### (1) 計量関係事業者等立入検査

計量関係事業者等の事業所に立ち入り、計量法に定められている諸規定の実施状況や遵守状況について検査を行い、適正を欠くものについては改善指導を行った。

過去3年間の立入検査実施状況は次のとおりである。

区 分		2019年度 (平成31年・令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)
指定製造事業者		2	2	1
製造事業者		0	0	0
修理事業者		1	2	0
販売事業者		0	0	6
計量証明事業者	一般	9	9	9
	環境	7	5	3
適正計量管理事業所		12	6	0
合 計		31	24	19

### (2) 特定計量器立入検査

適正な計量の確保を図るためには、正確な計量器を正しく使用することが大切であることから、特定計量器を取引など業務上に使用している事業所に対し立入検査を行い、不適正な特定計量器や不正な使用方法の排除に努めている。

なお、不適正な特定計量器については改善内容の報告を求め、適正な計量の確保を図っている。

#### 特定計量器立入検査実績

特定計量器 の種類	2019年度(平成31年・令和元年度)				2020年度(令和2年度)				2021年度(令和3年度)			
	立入 戸数	検査 個数	不適 正数	不適正率 (%)	立入 戸数	検査 個数	不適 正数	不適正率 (%)	立入 戸数	検査 個数	不適 正数	不適正率 (%)
燃料油メーター	81	312	125	40.1	60	251	54	21.5	44	220	62	28.18
石油ガスメーター ※1	4	5,204	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
水道メーター ※2	4	32,030	1	0.003	5	103,553	3	0.003	6	156,674	1,075	0.69
タクシメーター	4	9	0	0	5	20	0	0	1	1	1	100
子メーター ※3	31	253	59	23.32	2	20	15	75.0	19	158	50	31.65
計	124	37,808	185	0.49	72	103,844	72	0.07	70	157,053	1,188	0.76

※1,2 石油ガスメーターおよび水道メーターの検査個数は、台帳検査による。

※3 電気・水道・ガスなどのメーターには、供給事業者が使用している親メーター以外にも、施設の所有者や管理者が入居者やテナントなどに配分するために使用している『子メーター』がある。

#### 2021年(令和3年)度実施期間

種 類	実 施 期 間	日 数
燃料油メーター	2021年 5月28日 ~ 2021年 12月 9日	10日間
石油ガスメーター	未実施	—
水道メーター	2021年 6月23日 ~ 2021年 7月 9日	2日間

### (3) 商品量目立入検査

容器又は包装に内容量が表記されている商品を販売している者に対して、適正計量の周知徹底を図ることを目的に中元期、年末・年始期を中心に立入検査を実施している。

検査内容は、検査対象商品の量目（内容量）及び表示の確認、使用しているはかりの使用状況等について行っている。

しかしながら、2020年（令和2年）度は諸事情により1事業所の立入検査を実施したが、計画的な立入検査は、新型コロナウイルス感染症による影響により前年度に引き続き2021年（令和3年）度も中止した。

#### 過去3カ年の商品量目立入検査状況

	2019年度(平成31年・令和元年度)			2020年度(令和2年度)			2021年度(令和3年度)		
	検査 個数	不適正 個数	不適正 率(%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 率(%)	検査 個数	不適正 個数	不適正 率(%)
食肉	176	9	5.1	0	0	0.0	0	0	0.0
食肉の加工品	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
魚介類	158	6	3.8	0	0	0.0	0	0	0.0
魚介類の加工品	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
野菜	156	4	2.6	0	0	0.0	0	0	0.0
野菜の加工品	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
果実	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
果実の加工品	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
調理食品	145	9	6.2	0	0	0.0	0	0	0.0
茶、コーヒー、ココアの調整品	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
菓子類	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
精米及び精麦	0	0	0.0	3	3	100.0	0	0	0.0
穀類 (豆類及び粉類)	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
その他の特定商品	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	635	23	4.4	3	3	100.0	0	0	0.0

## 6 計量思想の普及啓発

### (1) 計量記念日事業

11月1日の計量記念日を広く県民に認識していただくために、県内各市町等へ計量記念日ポスターを配布するとともに、2021年（令和3年）11月1日～11月30日においては滋賀県庁でキログラムやメートル原器のレプリカおよび計量検定所の仕事紹介パネルなどの展示や、2021年（令和3年）11月1日にはSNS（滋賀県のFacebook）において計量記念日および計量強調月間のPR文を投稿し周知を行った。

## 「あたりまえ」を守ろう



### (2) 計量教室

子ども達が計量について学び、いろいろなものを「はかる」ことを通して、計量への興味や理解を深めてもらうことを目的にして、令和3年12月12日に竜王町総合運動公園で開催された『すまいる・あくしょんフェスタ2021』において、一般社団法人滋賀県計量協会と共同で出展し「昔懐かしの棒ばかりを使ってみよう!」の教室を実施したところ、当日は24名の参加があった。



なお、商工観光労働部が主催する『しごとチャレンジフェスタ2021』に一般社団法人滋賀県計量協会との共同で出展する予定であったが、新型コロナウイルス感染症による影響により『しごとチャレンジフェスタ2021』が中止となった。

## 7 計量関係機関等

### (1) 計量特定市（大津市）

大津市は、2001年（平成13年）4月から特定市の指定を受け、計量法に基づく大津市内の定期検査や立入検査等の業務を行い、適正な計量の確保と計量意識の高揚を図る啓発・指導を行っている。

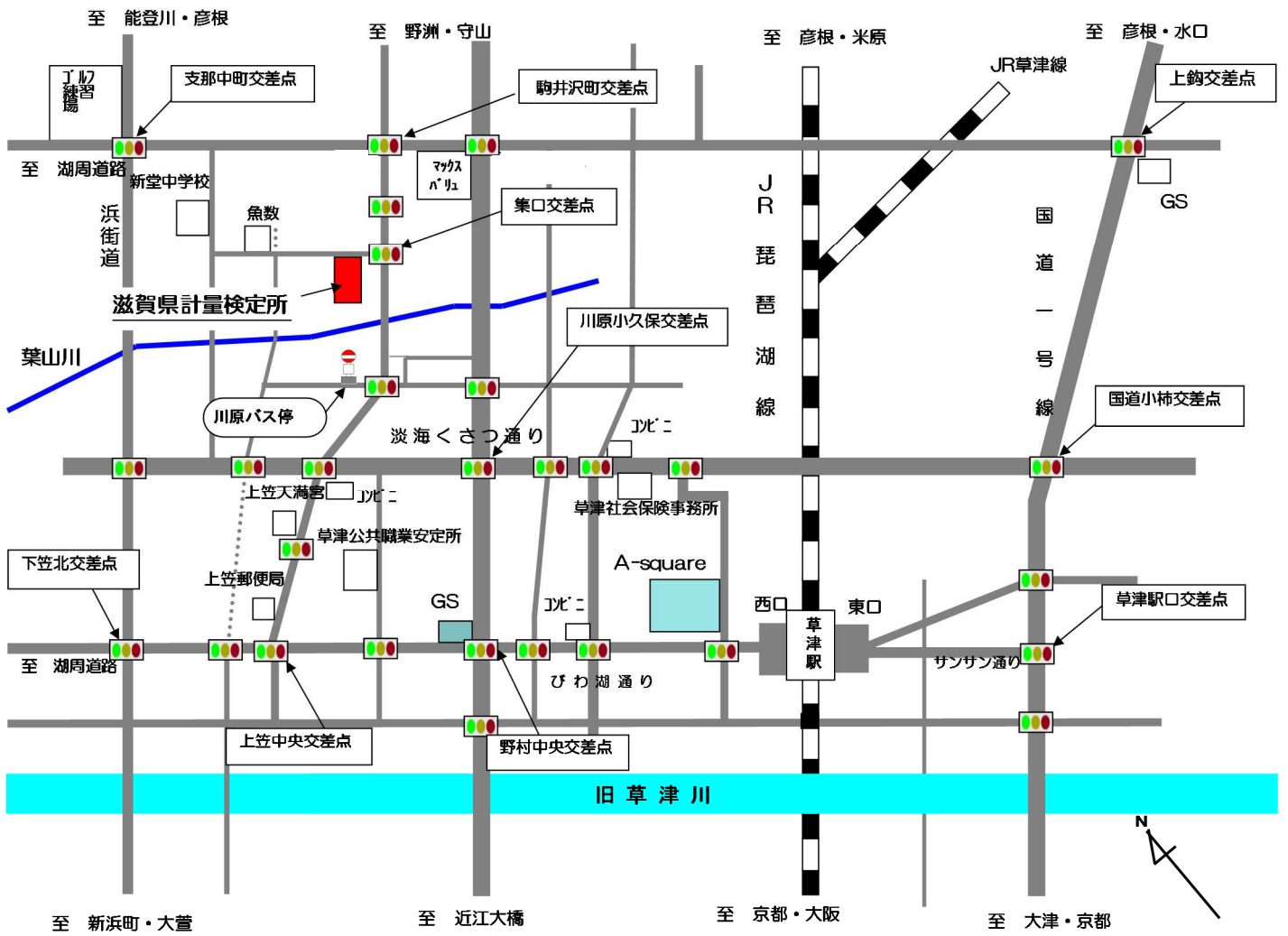
県も特定市の大津市と定期的に事務連絡調整会議を開催するなど、情報の交換や事務処理の統一を図るなど業務の円滑な推進に努めている。

所在地	大津市御陵町3-1
名称	大津市 産業観光部 商工労働政策課
電話	077-528-2754

### (2) 一般社団法人滋賀県計量協会

一般社団法人滋賀県計量協会は、特定計量器製造・修理・販売事業者、適正計量管理事業所、一般計量証明事業者、環境計量証明事業者および計量士等の計量関係事業者で組織する団体であり、会員の知識・技術等の向上と、会員相互の連絡調整をはかるとともに、計量知識と計量思想普及のための活動をしている。

所在地	草津市川原町149番1（滋賀県計量検定所本館棟2階）
名称	一般社団法人滋賀県計量協会
電話	077-567-3978
FAX	077-567-3981
ホームページ	<a href="http://www.s-keiryu.or.jp/">http://www.s-keiryu.or.jp/</a> (詳しくは、ホームページを参照ください)



## 交通アクセス

- J R 琵琶湖線 草津駅西口  
まめバス笠縫東常盤線（常盤循環）にて「川原」下車、徒歩5分
- J R 琵琶湖線 草津駅西口より、徒歩約35分
- J R 琵琶湖線 草津駅西口より、タクシー約10分

計量に関する相談は、下記へお問い合わせください。

2021年（令和3年）度  
計 量 行 政 年 報  
作成日 2022年（令和4年）7月  
作成者 滋賀県計量検定所  
住所 〒525-0022 草津市川原町149-1  
電話番号 077-563-3145  
F A X 番号 077-563-3393